

平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成28年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）は以下のとおりであった。

【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
 - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合
 - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。
 - ※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法及び本調査の対象となっている。
 - ・ 養護者による高齢者虐待の場合
 - 虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
- ◎ この調査結果における「相談・通報件数」は原則として、平成28年4月1日～平成29年3月31日の期間に、各市町で、新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
 - ・ 調査結果における比率（％）の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。
 - ・ 以下の各表には、平成24年度から平成27年度の調査結果の数値を参考として示している。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 地域包括支援センター <p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業 ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業 <p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報件数（表1-1）

平成28年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、23件であった。

表1-1 相談・通報件数

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H28年度内に通報・相談等を受理した事例	23	82.1	26	100.0	15	93.8	9	100.0	13	100.0
H28年度以前に通報等を受理し、 事実確認調査がH28年度となった事例	5	17.9	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0
H28年度以前に通報受理・事実確認した 虐待事例で、対応がH28年度となった事例	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	28	82.1	26	100.0	16	93.8	9	100.0	13	100.0

(2) 相談・通報者（表1-2）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が11人（39.3%）と最も多く、次いで「その他」が5人（17.9%）、「家族・親族」「当該事業所の管理者」が4人（14.3%）であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数23件とは一致しない。

表1-2 相談・通報者(複数回答)

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
H28年度	人	0	4	11	3	4	0	0	0	0	0	1	0	5	0	28
	%	0.0	14.3	39.3	10.7	14.3		0.0		0.0		3.6		17.9	0.0	100.0
H27年度	人	1	9	6	4		2		1			2		2	2	29
	%	3.4	31.0	20.7	13.8		6.9		3.4			6.9		6.9	6.9	100.0
H26年度	人	1	2	5	2	2	1	1				2		1	2	19
	%	5.3	10.5	26.3	10.5	10.5	5.3	5.3				10.5		5.3	10.5	100.0
H25年度	人		4	3			3							3		13
	%		30.8	23.1			23.1							23.1		100.0
H24年度	人		2		1							1		8	2	14
	%		14.3		7.1							7.1		57.1	14.3	100.0

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況(表2)

相談・通報のあった事例についての対応としては、28件について事実確認調査が行われ、その結果11件について虐待の事実が認められた。虐待の事実が認められなかった事例は14件で、虐待の事実の判断に至らなかった事例は、3件であった。

表2 事実確認調査の状況

	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度	H24年度
相談・通報総数	28	26	16	9	13
事実確認調査を行った事例	28	24	15	8	13
虐待の事実が認められた事例	11	9	1	2	
虐待の事実が認められなかった事例	14	6	7	2	9
虐待の事実の判断に至らなかった事例	3	9	7	4	4
事実確認調査を行っていない事例		2	1	1	
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例					
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例		2	1		
都道府県へ事実確認調査を依頼					
その他				1	

(4) 虐待事例の概要

虐待の事実が認められた事例の概要は、別表のとおりであった。(法第25条および法施行規則第3条に基づく公表)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく公表について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)第25条および高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第94号)第3条に基づき、平成28年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等は次のとおりでした。

【滋賀県における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数 11件 (H28.4.1~H29.3.31)】

項目	ケース1	ケース2	ケース3
①被虐待者の状況	男性(他府県在住のため要介護等不明) 1人	女性 (80~84歳、要介護5) 1人	女性 (80~84歳、要介護4) 1人
②高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
③市町が行った対応	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼
④施設等において行われた改善措置	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出
⑤施設等の種別類型	通所介護	通所介護	(住宅型)有料老人ホーム
⑥虐待を行った従事者等の職種	介護職 1人	介護職 複数	介護職 複数

項目	ケース4	ケース5	ケース6
①被虐待者の状況	男性 (80~84歳、要介護3) 1人	男性 (75~99歳 要介護3,4) 3人 女性 (70~89歳 要介護3~5) 7人 計10人	女性 (85~94歳 要介護2,4) 2人
②高齢者虐待の類型	身体的虐待	心理的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任	身体的虐待、性的虐待
③市町が行った対応	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼
④施設等において行われた改善措置	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出
⑤施設等の種別類型	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
⑥虐待を行った従事者等の職種	介護職 1人	介護職 3人	介護職 2人

項目	ケース7	ケース8	ケース9、10、11
①被虐待者の状況	男性 (75~79歳、要介護5) 1人 女性 (85~89歳、要介護3) 1人	女性 (80~84歳、要介護3) 1人	男性 (90~94歳、要介護2) 1人 女性 (95~99歳、要介護3) 1人 女性 (90~94歳、要介護4) 1人
②高齢者虐待の類型	性的虐待、身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待
③市町が行った対応	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼	施設等に対する指導 施設等からの改善計画の提出依頼
④施設等において行われた改善措置	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出	市町への改善計画書の提出
⑤施設等の種別類型	小規模多機能居宅型介護	(住宅型)有料老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム
⑥虐待を行った従事者等の職種	介護職 1人	管理職、介護職 複数	介護職 2人

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報件数 (表3-1)

平成28年度、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、545件であった。

表3-1 相談・通報件数

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
H28年度内に通報・相談等を受理した事例	545	67.8	491	68.3	515	68.9	458	72.7	490	70.3
H28年度以前に通報等を受理し、事実確認調査がH27年度となった事例	51	6.3	36	5.0	58	7.8	31	4.9	30	4.3
H28年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応がH28年度となった事例	208	25.9	192	26.7	175	23.4	141	22.4	177	25.4
合計	804	100.0	719	100.0	748	100.0	630	100.0	697	100.0

(2) 相談・通報者 (表3-2)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」が251人(44.5%)と最も多く、次いで「当該市町行政職員」が52人(9.2%)、「警察」が48人(8.5%)であった。

※1件の事例に対し、複数者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は、相談・通報件数545件と一致しない。

表3-2 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
		H28年度	人	251	35	31	10	19	32	46	12	52	48	27
	%	44.5	6.2	5.5	1.8	3.4	5.7	8.2	2.1	9.2	8.5	4.8	0.2	100.0
H27年度	人	215	27	28	14	26	29	52	7	56	24	30	1	509
	%	42.2	5.3	5.5	2.8	5.1	5.7	10.2	1.4	11.0	4.7	5.9	0.2	100.0
H26年度	人	226	53	30	16	20	38	66	9	50	24	15	1	548
	%	41.2	9.7	5.5	2.9	3.6	6.9	12.0	1.6	9.1	4.4	2.7	0.2	100.0
H25年度	人	222	21	28	15	24	37	44	6	47	24	28	2	498
	%	44.6	4.2	5.6	3.0	4.8	7.4	8.8	1.2	9.4	4.8	5.6	0.4	100.0
H24年度	人	222	36	32	17	38	44	43	22	49	25	28	3	559
	%	39.7	6.4	5.7	3.0	6.8	7.9	7.7	3.9	8.8	4.5	5.0	0.5	100.0

(注) %は相談・通報の合計人数に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況 (表4-1)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が579件、「事実確認調査を行っていない事例」が17件であった。

「事実確認調査を行った事例」579件については、「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が488件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が91件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」17件についての内訳は、「相談・通報を受

理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が11件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が6件であった。

※「事実確認調査の状況」の対象件数は579件であるが、この中には相談・通報が平成27年度以前にあり、その事実確認の対応が平成27年度中に実施された事例の件数が含まれているため、(1)の相談・通報件数545件とは一致しない。

表4-1 事実確認調査の状況

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	596	100.0	527	100.0	573	100.0	489	100.0	520	100.0
事実確認調査を行った事例	579	97.1	517	98.1	554	96.7	480	98.2	510	98.1
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	579	97.1	517	98.1	553	96.5	480	98.2	509	97.9
訪問調査により事実確認調査を行った事例	488	81.9	425	80.6	455	79.4	391	80.0	402	77.3
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	91	15.3	92	17.5	98	17.1	89	18.2	107	20.6
立入調査により事実確認調査を行った事例		0.0		0.0	1	0.2			1	0.2
(立入調査のうち)警察が同行した事例		0.0		0.0	1	0.2			1	0.2
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例										
事実確認調査を行っていない事例	17	2.9	10	1.9	19	3.3	9	1.8	10	1.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	11	1.8	7	1.3	13	2.3	8	1.6	3	0.6
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	1.0	3	0.6	6	1.0	1	0.2	7	1.3

(4) 事実確認調査の結果 (表4-2)

「事実確認調査を行った事例」579件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)」の総数は、383件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は118件、「虐待の判断に至らなかった事例」は78件であった。

表4-2 事実確認調査の結果

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	596	100.0	527	100.0	573	100.0	489	100.0	520	100.0
事実確認調査を行った事例	579	97.1	517	98.1	554	96.7	480	98.2	510	98.1
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	383	64.3	329	62.4	351	61.3	286	58.5	298	57.3
虐待でないと判断した事例	118	19.8	105	19.9	101	17.6	60	12.3	63	12.1
虐待の判断に至らなかった事例	78	13.1	83	15.7	102	17.8	134	27.4	149	28.7

以下、虐待判断事例の総数383件(実人数389人)について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数383件に対し、被虐待者の総数は389人であった。

(5) 虐待の種別・類型 (表5-1)

「身体的虐待」が262人(67.4%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が148人(38.0%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が98人(25.2%)、「経済的虐待」が50人(12.9%)であった。

※1人対し、種類・類型が複数ある場合もあるため、内訳の合計は被虐待者総数389人と一致しない。

表5-1 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H28年度	人数	262	98	148	2	50	560
	%	67.4	25.2	38.0	0.5	12.9	-
H27年度	人数	214	92	125	3	58	492
	%	61.8	26.6	36.1	0.9	16.8	-
H26年度	人数	214	97	148	2	64	525
	%	59.9	27.2	41.5	0.6	17.9	-
H25年度	人数	179	78	133	1	44	435
	%	60.7	26.4	45.1	0.3	14.9	-
H24年度	人数	180	91	135	1	56	463
	%	58.8	29.7	44.1	0.3	18.3	-

(注) %は被虐待者の総数389人に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 虐待の深刻度 (表5-2)

虐待判断事例の実人数389人について、5段階による虐待の深刻度では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」は31人(8%)であった。

※ 虐待の深刻度は、被虐待者がもっとも深刻な時点でどの程度の被害をうけていたか、回答自治体が判断できる範囲でもっとも当てはまると考えられる選択肢を選んだもの。

表5-2 虐待の深刻度

		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ~	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ~	1 生命・身体・ 生活への影 響 や本人意思 の 無視等	合計
H28年度	人数	31	29	128	84	117	389
	%	8.0	7.5	32.9	21.6	30.1	100.0
H27年度	人数	24	21	103	69	129	346
	%	6.9	6.1	29.8	19.9	37.3	100.0
H26年度	人数	26	36	133	60	102	357
	%	7.3	10.1	37.3	16.8	28.6	100.0
H25年度	人数	28	23	110	64	70	295
	%	9.5	7.8	37.3	21.7	23.7	100.0
H24年度	人数	30	24	104	62	86	306
	%	9.8	7.8	34.0	20.3	28.1	100

(7) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表6)

虐待判断事例の実人数389人について、性別では、「女性」が309人(79.4%)、「男性」が80人(20.6%)と、「女性」が被虐待者の約80%を占めていた。

表6 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
H28年度	人	80	309		389
	%	20.6	79.4		100.0
H27年度	人	92	254		346
	%	26.6	73.4		100.0
H26年度	人	85	272		357
	%	23.8	76.2		100.0
H25年度	人	65	230		295
	%	22.0	78.0		100.0
H24年度	人	72	234		306
	%	23.5	76.5		100.0

イ. 被虐待者の年齢階層（表7）

年齢階層別では、「80～84歳」が92人（23.70%）と最も多く、次いで「85～89歳」が80人（20.6%）、「75～79歳」が65人（16.7%）、「90歳以上」が58人（14.9%）であった。また75歳以上の年齢階層を合わせると295人（75.8%）であり、被虐待者の約75%を占めた。

表7 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H28年度	人	36	57	65	92	80	58	1	389
	%	9.3	14.7	16.7	23.7	20.6	14.9	0.3	100.0
H27年度	人	31	58	58	83	77	39	0	346
	%	9.0	16.8	16.8	24.0	22.3	11.3	0.0	100.0
H26年度	人	34	54	77	72	74	46	0	357
	%	9.5	15.1	21.6	20.2	20.7	12.9	0.0	100.0
H25年度	人	24	37	56	77	67	34	0	295
	%	8.1	12.5	19.0	26.1	22.7	11.5	0.0	100.0
H24年度	人	23	32	62	83	63	43	0	306
	%	7.5	10.5	20.3	27.1	20.6	14.1	0.0	100.0

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）

「認定済み」が302人（77.6%）であり、全体の8割近くが介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、74人（19.0%）であった。

表8 被虐待者の介護保険申請状況

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
未申請	74	19.0	62	17.9	67	18.8	62	21.0	57	18.6
申請中	9	2.3	8	2.3	18	5.0	6	2.0	7	2.3
認定済み	302	77.6	273	78.9	268	75.1	226	76.6	238	77.8
認定非該当(自立)	4	1.0	3	0.9	3	0.8	1	0.3	3	1.0
不明					1	0.3			1	0.3
合計	389	100.0	346	100.0	357	100.0	295	100.0	306	100.0

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表9）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）中において、「認定済み」であった者302人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要支援1～要介護3」が233人（77.2%）であり、要介護3以下の者が約8割を占めていた。

表9 要支援・要介護状態区分

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
要支援1	16	5.3	15	5.5	9	3.4	10	4.4	9	3.8
要支援2	19	6.3	11	4.0	17	6.3	19	8.4	10	4.2
要介護1	61	20.2	73	26.7	61	22.8	55	24.3	46	19.3
要介護2	73	24.2	63	23.1	64	23.9	51	22.6	58	24.4
要介護3	64	21.2	58	21.2	60	22.4	45	19.9	56	23.5
(要支援1～要介護3 小計)	(233)	(77.2)	(220)	(80.6)	(211)	(78.7)	(180)	(79.6)	(179)	(75.2)
要介護4	47	15.6	38	13.9	34	12.7	27	11.9	40	16.8
要介護5	22	7.3	15	5.5	23	8.6	19	8.4	18	7.6
不明									1	0.4
合計	302	100.0	273	100.0	268	100.0	226	100.0	238	100.0

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度 (表10)

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者302人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が218人(72.2%)であり、約70%が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表10 認知症日常生活自立度

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自立または認知症なし	30	9.9	16	5.9	17	6.3	23	10.2	19	8.0
自立度Ⅰ	52	17.2	47	17.2	38	14.2	35	15.5	30	12.6
自立度Ⅱ	111	36.8	105	38.5	102	38.1	91	40.3	81	34.0
自立度Ⅲ	79	26.2	81	29.7	87	32.5	56	24.8	82	34.5
自立度Ⅳ	20	6.6	17	6.2	16	6.0	15	6.6	16	6.7
自立度Ⅴ	8	2.6	3	1.1	5	1.9	5	2.2	5	2.1
認知症あるが自立度不明	1	0.3	3	1.1	1	0.4	1	0.4	2	0.8
自立度Ⅱ以上(再掲)	(218)	(72.2)	(206)	(75.5)	(210)	(78.4)	(167)	(73.9)	(184)	(77.3)
認知症の有無が不明	1	0.3	1	0.4	2	0.7			3	1.3
合計	302	100.0	273	100.0	268	100.0	226	100.0	238	100.0

カ. 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (表11)

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者302人を対象とした「障害高齢者の日常生活自立度」は、「ランクA」が134人(44.4%)で、屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない状態が、最も多かった。

表11 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
自立	5	1.7	9	3.3	7	2.6	6	2.7		
ランクJ	60	19.9	62	22.7	52	19.4	63	27.9		
ランクA	134	44.4	116	42.5	127	47.4	89	39.4		
ランクB	74	24.5	73	26.7	62	23.1	57	25.2		
ランクC	26	8.6	11	4.0	17	6.3	10	4.4		
不明	3	1.0	2	0.7	3	1.1	1	0.4		
合計	302	100.0	273	100.0	268	100.0	226	100.0		

(注) ランクJ…何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

ランクA…屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない

ランクB…屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ

ランクC…1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

キ. 介護保険認定済みの者の介護保険サービスの利用状況 (表12)

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者302人を対象とした「介護サービス

の利用状況」は、「介護サービスを受けている」が258人（85.4%）であり、8割以上が介護サービスを受けていた。

表12 介護保険サービスの利用

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
介護サービスを受けている	258	85.4	228	83.5	232	86.6	197	87.2		
過去受けていたが判断時点では受けていない	11	3.6	4	1.5	8	3.0	1	0.4	調査なし	
過去も含め受けていない	33	10.9	41	15.0	26	9.7	28	12.4		
不明					2	0.7				
合計	302	100.0	273	100.0	268	100.0	226	100.0		

ク. 虐待者との同居・別居（表13）

虐待判断事例の実人数389人について、「虐待者と同居」が359人（92.3%）であり、約9割が虐待者と同居している状態であった。

表13 虐待者と同居・別居

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
虐待者と同居	359	92.3	311	89.9	323	90.5	263	89.2	274	89.5
（虐待者とのみ同居）	175	45.0	124	35.8	161	45.1	114	38.6	123	40.2
（虐待者及び他家族と同居）	184	47.3	187	54.0	162	45.4	149	50.5	151	49.3
虐待者と別居	24	6.2	29	8.4	31	8.7	28	9.5	30	9.8
その他	5	1.3	6	1.7	3	0.8	4	1.4	2	0.7
不明	1									
合計	389	100.0	346	100.0	357	100.0	295	100.0	306	100.0

ケ. 世帯構成（表14）

虐待判断事例の実人数389人について、「未婚の子と同居」が119人（30.6%）と最も多く、「子夫婦と同居」、「夫婦二世帯」が84人（21.6%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」の34人（8.7%）となっている。「子と同居」しているのは、237人（60.9%）であるが、その他②、③のなかにも子と同居しているケースが含まれている場合があり、「子と同居」が約6割以上を占めている。

表14 世帯構成

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
単独世帯	16	4.1	19	5.5	17	4.8	15	5.1	22	7.2
夫婦二世帯	84	21.6	58	16.8	64	17.9	51	17.3	52	17.0
未婚の子と同居	119	30.6	89	25.7	112	31.4	71	24.1	69	22.5
配偶者と離別・死別等した子と同居	34	8.7	58	16.8	37	10.4	35	11.9	32	10.5
子夫婦と同居	84	21.6	81	23.4	77	21.6	85	28.8	94	30.7
その他①	14	3.6	10	2.9	26	7.3	27	9.2	18	5.9
その他②	7	1.8	8	2.3	4	1.1	2	0.7	6	2.0
その他③	28	7.2	20	5.8	20	5.6	9	3.1	13	4.2
不明	3	0.8	3	0.9						
合計	389	100.0	346	100.0	357	100.0	295	100.0	306	100.0

※ その他①・・・その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②・・・非親族と同居（2人以上の世帯員からなる世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③・・・その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合）

コ. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表15）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が130人（31.9%）と最も多く、次いで「夫」が99人（24.3%）、「娘」が77人（18.9%）、「息子の配偶者（嫁）」が34人（8.4%）の順であった。

※ 1人の被虐待者に対し、虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数389人に対し、虐待者の総数は407人であった。

表15 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
H28年度	人	99	30	130	77	34	2	7	14	12	2	407
	%	24.3	7.4	31.9	18.9	8.4	0.5	1.7	3.4	2.9		100.0
H27年度	人	67	31	143	73	31	6	8	16	9		384
	%	17.4	8.1	37.2	19.0	8.1	1.6	2.1	4.2	2.3		100.0
H26年度	人	81	27	154	65	27	5	4	18	14	1	396
	%	20.5	6.8	38.9	16.4	6.8	1.3	1.0	4.5	3.5	0.3	100.0
H25年度	人	64	10	113	63	41	12	3	11	7		324
	%	19.8	3.1	34.9	19.4	12.7	3.7	0.9	3.4	2.2		100.0
H24年度	人	58	30	126	58	31	5	7	14	11		340
	%	17.1	8.8	37.1	17.1	9.1	1.5	2.1	4.1	3.2		100.0

サ. 虐待者の年齢（表16）

虐待者の年齢は、過去4年間は、「50歳未満」の占める割合が最も多かったが、「70歳以上」が126人（31.0%）と、最も多かった。

表16 虐待者の年齢

		50歳未満	50-59歳	60-69歳	70歳以上	不明	合計
H28年度	人	93	101	72	126	15	407
	%	22.9	24.8	17.7	31.0	3.7	100.0
H27年度	人	106	85	72	96	25	384
	%	27.6	22.1	18.8	25.0	6.5	100.0
H26年度	人	108	79	74	108	27	396
	%	27.3	19.9	18.7	27.3	6.8	100.0
H25年度	人	93	74	66	74	17	324
	%	28.7	22.8	20.4	22.8	5.2	100.0
H24年度	人	88	66	62	86	38	340
	%	25.9	19.4	18.2	25.3	11.2	100.0

(8) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無（表17）

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が123人（20.3%）と、約5分の1の事例で分離が行われていた。

※ 「分離の有無」における合計人数の607人には、平成28年度までに通報等を受理し、その対応策の実施が平成27年度に入ってから行われた事例が含まれていることから、平成28年度の虐待判断事例の総人数389人とは一致しない。

表17 分離の有無

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
被虐待者の保護として 虐待者からの分離を行った事例	123	20.3	131	24.3	143	26.7	119	27.0	106	21.9
被虐待者と虐待者を 分離していない事例	380	62.6	339	62.9	339	63.4	289	65.7	345	71.4
現在対応について 検討・調整中の事例	2	0.3	2	0.4	3	0.6	1	0.2	8	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の 事例(別居、入院、入所等)	57	9.4	45	8.3	27	5.0	31	7.0	24	5.0
その他	45	7.4	22	4.1	23	4.3				
合計	607	100.0	539	100.0	535	100.0	440	100.0	483	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表18）

分離を行った事例 123 人における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 37 人（30.1%）と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 31 人（25.2%）であった。なお、分離を行った事例 123 人のうち、面会の制限を行ったのは 37 人であった。

表18 分離を行った事例の対応

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
契約による介護保険サービスの利用	37	30.1	38	29.0	38	26.6	35	29.4	36	34.0
上記のうち面会の制限を行った事例	2	—	5	—	4	—	2	—	3	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	31	25.2	40	30.5	58	40.6	39	32.8	34	32.1
上記のうち面会の制限を行った事例	16	—	18	—	32	—	25	—	13	—
緊急一時保護	7	5.7	12	9.2	11	7.7	13	10.9	15	14.2
上記のうち面会の制限を行った事例	6	—	8	—	5	—	9	—	13	—
医療機関への一時入院	20	16.3	15	11.5	17	11.9	16	13.4	13	12.3
上記のうち面会の制限を行った事例	2	—	4	—	6	—	8	—		—
上記以外の住まい・施設等の利用	17	13.8	16	12.2	12	8.4	調査なし			
上記のうち面会の制限を行った事例	9	—	1	—	3	—				
虐待者を高齢者から分離（転居等）	8	6.5	9	6.9	6	4.2				
上記のうち面会の制限を行った事例	2	—	4	—	0	—				
その他	3	2.4	1	0.8	1	0.7	16	13.4	8	7.5
上記のうち面会の制限を行った事例	0	—	0	—	0	—	5	—		—
合計	123	100.0	131	100.0	143	100.0	119	100.0	106	100.0
上記のうち面会の制限を行った事例	37	—	40	—	50	—	49	—	29	—

(注) %は分離を行った事例の総数123件に対する割合である。

ウ. 分離していない事例の対応（表19）

分離していない事例 380 人の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 261 人（68.70%）と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 132 人（34.7%）、「その他の対応」が 69 件（18.2 %）であった。

表19 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
養護者に対する助言・指導	261	68.7	217	64.0	203	59.9	182	63.0	206	59.7
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6	1.6	6	1.8	14	4.1	4	1.4	12	3.5
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	28	7.4	31	9.1	25	7.4	31	10.7	64	18.6
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	132	34.7	127	37.5	107	31.6	103	35.6	128	37.1
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	20	5.3	25	7.4	30	8.8	22	7.6	18	5.2
その他の対応	69	18.2	68	20.1	86	25.4	65	22.5	58	16.8
経過観察（見守り）	43	11.3	44	13.0	55	16.2	42	14.5	44	12.8

(注) %は分離を行っていない事例の380人に対する割合である。

エ. 権利擁護に関する対応（表20）

虐待への対応策として、成年後見制度の「利用開始済」が26人、「利用手続き中」が11人であり、これらの合計37人のうち「市町長申し立てあり」は15人であった。

また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は13人であった。

表20 権利擁護に関する対応

	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度	H24年度
	人数	人数	人数	人数	人数
①成年後見制度 利用開始済	26	33	27	17	20
②成年後見制度 利用手続き中	11	11	15	12	10
上記①②のうち市町長申し立てあり	15	23	19	15	16
③日常生活自立支援事業 利用開始	13	22	22	23	14

オ. 調査対象年度末日（平成28年度末日）での状況（表21）

「終結」となっているものが219人（36.1%）と最も多く、次いで「対応継続」が309人（50.9%）、「一定の対応終了、経過観察継続」が79人（13.0%）となっている。

表21 調査対象年度末日での状況

	H28年度		H27年度		H26年度		H25年度		H24年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
対応継続	309	50.9	198	36.7	182	34.0	176	40.0	183	37.9
一定の対応終了、経過観察継続	79	13.0	96	17.8	126	23.6	113	25.7	142	29.4
終結	219	36.1	245	45.5	227	42.4	151	34.3	158	32.7
合計	607	100.0	539	100.0	535	100.0	440	100.0	483	100.0

(注)H28年度までに通報等を受理し、その対応策の実施がH28年度に入ってから行われた事例を含む

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成28年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。（表22）

「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」や「虐待を行った養護者に対する相談、指導」が18市町（94.7%）、「高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動」、「居宅介護サービス事業者に法について周知」や「必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が16市町（84.2%）であり、これらは実施率が高かった。

一方、「介護保険サービス事業者等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」が10市町（52.6%）、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が11市町（57.9%）であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては比較的实施率が低かった。

表22 市町における体制整備等の実施状況

	H28年度末 (19市町)		H27年度末 (19市町)		H26年度末 (19市町)		H25年度末 (19市町)		H24年度末 (19市町)	
	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%	実施 市町数	%
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (当該年度中の実施状況)	18	94.7	17	89.5	19	100.0	19	100.0	17	89.5
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	15	78.9	16	84.2	17	89.5	17	89.5	18	94.7
高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動	16	84.2	15	78.9	15	78.9	15	78.9	16	84.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	16	84.2	13	68.4	16	84.2	16	84.2	16	84.2
介護保険施設に法について周知	13	68.4	12	63.2	12	63.2	12	63.2	12	63.2
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	18	94.7	18	94.7	19	100.0	19	100.0	18	94.7
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	12	63.2	13	68.4	10	52.6	11	57.9	12	63.2
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	52.6	10	52.6	9	47.4	10	52.6	12	63.2
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	12	63.2	12	63.2	11	57.9	9	47.4	9	47.4
成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	15	78.9	16	84.2	16	84.2	15	78.9	13	68.4
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	11	57.9	10	52.6	11	57.9	11	57.9	9	47.4
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	13	68.4	13	68.4	11	57.9	10	52.6	13	68.4
虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	18	94.7	17	89.5	18	94.7	19	100.0	17	89.5
必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	16	84.2	16	84.2	15	78.9	17	89.5	15	78.9